

芦屋市立あしや温泉

指定管理者

募集要項

平成28年8月

募集要項

1 指定管理者の募集について

芦屋市立あしや温泉(以下「あしや温泉」という。)の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び芦屋市立あしや温泉の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)(平成24年条例第37号)第8条の2(平成26年4月1日施行予定)の規定により、平成26年度から指定管理者制度を導入している。その指定管理期間が平成28年度で終了するため、芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により広く事業者を新たに公募し、管理運営について創意工夫ある提案を募集する。

2 施設概要

(1) あしや温泉の沿革

平成6年5月	あしや温泉掘削着工
平成6年11月	あしや温泉掘削完了
平成7年2月2日～平成7年6月15日	あしや温泉の敷地内に阪神・淡路大震災被災者用として、仮設浴場を設置
平成7年12月22日	あしや温泉施設オープン
平成11年10月1日	持ち帰り用の給湯場完成
平成21年4月1日～平成22年3月31日	あしや温泉施設建替工事のため閉館
平成21年7月	あしや温泉施設の建替着工
平成22年2月	あしや温泉施設の建替完了
平成22年4月1日	あしや温泉施設リニューアルオープン
平成26年4月1日	指定管理者による施設管理業務開始

(2) あしや温泉の所在地及び主要施設等

- ア 所在地 芦屋呉川町14番11号
- イ 構造 鉄筋コンクリート造平屋建
- ウ 床面積 469.42㎡
- エ 主要施設 温浴施設(浴室・個浴)、脱衣室、ホール、受付・スタッフ室、足湯、給湯場
駐車場、駐輪場、機械施設
- オ 温泉方式 源泉かけ流し
- カ 泉温 摂氏45.3度
- キ 泉質 ナトリウム-塩化物・炭酸水素塩泉、低張性、中性、高温泉、無色透明
無臭、僅かに塩味、金気を有する。

(3) 管理運営方針

ア 基本方針

あしや温泉は市民が身近に利用することができる源泉かけ流しの温泉として、常に温浴施設の利用者へのサービス向上に努め、更に利用者の健康増進や地域コミュニティの場としての機能を十分に発揮させることができる管理運営を行うこと。

イ 維持管理方針

全ての施設や設備を清潔に保ち、かつ機能を正常に保持し、利用者が快適かつ安全に利用できるよう、別添仕様書に基づき適正な維持管理と保守点検を行うこと。

ウ あしや温泉の運営方針

市民の多様なニーズに応えるため、常に利用者や近隣住民の声を聴取し、反映できるものは取り入れて、サービスの向上を図ること。

エ 法令等の遵守及び利用者の安全性・快適性を考慮した管理運営

募集要項

別途仕様書に定める法令等を遵守し、施設利用者の安全性及び快適性に考慮した管理運営を行うこと。

3 業務内容

- (1) あしや温泉の使用の許可に関する業務
 - (2) あしや温泉の運営に関する業務
 - (3) あしや温泉の施設、設備等の維持管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、あしや温泉の管理に関する業務のうち、市長が特に必要と認める業務
 - (5) 自主事業として行うことが可能な業務
- *詳細については、別添仕様書のとおり。

4 応募資格

法人又は団体(以下「法人等」という。)が対象で、法人格の有無は問わない。ただし、個人は対象とならない。

- (1) 単独の法人等で申請する場合
兵庫県又は大阪府内に本社、支社、営業所等の事業所があること。
- (2) 複数の法人等による連合体(以下「連合体」という。)で申請する場合は、次の条件の全てに該当しなければならない。
 - ア 連合体を構成する法人等(以下「連合体構成法人等」という。)の数は2以上とし、それら連合体構成法人等の中から代表する法人等を選出していること。
 - イ 連合体構成法人等のいずれも上記(1)の条件を満たすこと。
- (3) 複数応募の禁止
 - ア 連合体構成法人等は2以上の本申請に係る連合体構成法人等になることはできない。
 - イ 単独で指定管理者の申請をする法人等は、本申請に係る連合体構成法人等になることはできない。
- (4) 欠格事項
次に該当する法人等は、応募することはできない。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当する者
 - イ 応募書類提出時点において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者、またはそれに準じる者
 - ウ 連合体構成法人等又はその代表が、芦屋市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに規定する者、又は指定管理者としてふさわしくない者
 - エ 法人税、消費税、地方消費税、府県民税及び市町村民税を滞納している者
 - オ 指定管理者の選定を行う選定・評価委員の属する法人又は公募事務に関与した者及びこれらの者と利害関係を有する者等
 - カ 本市、他の自治体を問わず、指定管理者の指定の取り消しを受けた者
 - キ 本市、国や県等の公的機関による許認可取り消し等の行政処分及び業務改善等の行政指導を過去3年以内に受けている者
 - ク 指定管理業務に関連する業務に係る訴訟が継続中の者及び過去3年以内に敗訴している者
- (5) 連合体構成法人等の構成員の変更
連合体で応募する場合、代表する法人等及び連合体構成法人等については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがある。その場合には、連合体の協定書のほ

募集要項

か、必要に応じ応募書類の再提出を求めるものとする。

- (6) 申請する法人等（連合体の一部を含む）が、指定管理期間中に合併、その他の事由により法人等等の名称、形態が変更となることがあらかじめ見込まれる場合には、必要に応じ追加の書類の提出を求めるものとする。

5 応募方法

(1) 応募書類

応募に当たっては、以下ア～カの応募書類を正本 1 部、副本 12 部（副は複写でも可）及び応募書類の Word データの入った CD 1 枚を提出することとする。

ア 芦屋市立あしや温泉指定管理者指定申請書(様式 1)

- (7) 連合体応募の場合は構成団体表及び連合体結成に係る協定書又はこれに相当する書類(様式は任意) ※代表者の権限や構成団体の役割分担及び責任分担等を明記すること。

- (4) 法人等の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類

イ 芦屋市立あしや温泉事業計画書(様式 2)

- (7) 法人等の概要説明

- (4) 管理運営に当たっての基本方針

- (9) 管理体制

日常の管理体制（常駐者）が分かるように記載すること。（非常駐者は、その旨を明示すること。）

- (エ) 維持管理

- (オ) 有料施設の管理運営

- (カ) 自主事業案

- (キ) 管理運営費

管理運営費は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの期間について、毎年度の経費で算出すること。

- (ク) 人件費及び損害保険料内訳

ウ 芦屋市立あしや温泉指定管理者募集要項に関する質問書(様式 3)

エ 辞退届(様式 4)

オ 指定管理者の選定等に係る誓約書(様式 5)

カ 添付書類

- (7) 定款、寄附行為(法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類)

- (4) 法人登記簿謄本、印鑑証明書(法人のみ)

- (9) 直近の法人税、消費税、地方消費税、府県民税及び市町村民税の各納税証明書

- (エ) 直近の法人税、消費税及び地方消費税の申告書

- (オ) 直近 3 年間の法人等の財務状況に関する書類(損益計算書・貸借対照表・監査法人又は監査役会により監査を受けた場合その監査報告書)

- (カ) 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かるもの

- (キ) 事業実績等の概要が分かるもの

- (ク) 代表者履歴、役員名簿

- (ケ) その他本市が必要と認めた書類等

連合体構成法人等の応募の場合は、連合体構成法人等を構成する全ての法人等について、上記の添付書類を提出することとする。

(2) 募集要項の配布

募集要項

募集要項を平成28年8月1日(月)から9月6日(火)まで(8月12日(金), 8月15日(月), 土曜日, 日曜日及び祝日法による休日を除く。)配布する。

- ア 配布場所 市民生活部環境課又は市ホームページよりダウンロードによる。
- イ 配布時間 午前9時から午後5時30分まで(12時から12時45分を除く。)

(3) 現場説明会

平成28年8月23日(火)午前10時からあしや温泉で現場説明会を開催する。

(4) 応募書類の受付

応募書類は平成28年8月1日(月)から9月6日(火)まで(8月12日(金), 8月15日(月), 土曜日, 日曜日及び祝日法による休日を除く。)受付する。

- ア 受付場所 市民生活部環境課
- イ 受付時間 午前9時から午後5時30分まで(12時から12時45分を除く。)なお, 提出期限後の変更及び追加は認めない。
- ウ 応募書類等は必ず持参すること。
- エ 応募に要する経費については, 申請者の負担とする。
- オ 本市が必要と認めるときは, 期間を定めて追加書類の提出を求めることがある。
- カ 提出された書類は, これを書き換え, 差し替え, 又は撤回することはできない。
- キ 提出された書類は, いかなる理由があっても返却しない。
- ク 申請書類の作成に用いる単位は計量法に定めるものとし, 使用通貨は日本円, 使用言語は日本語とする。時刻は, 日本標準時とする。

(5) 質問及び質問に対する回答

ア 質問の方法

募集要項の受領時に質問の回答を希望するかどうか受付票に明記すること。

- 質問の要旨を簡潔にまとめ, 芦屋市立あしや温泉指定管理者募集要項に関する質問書(様式3)を持参するか, メール(環境課代表アドレス:kankyo@city.ashiya.lg.jp)へ送信すること。

イ 質問の受付期間

平成28年8月16日(火)から8月25日(木)まで(土曜日, 日曜日を除く。)受付する。

午前9時から午後5時15分まで(12時から12時45分は除く。)

ウ 質問の受付場所

芦屋市精道町7番6号 芦屋市市民生活部環境課

エ 質問の回答方法

市ホームページに回答を掲載する。最終回答は平成28年9月5日(月)までに行う。なお, 質問内容が法人等独自の提案に係ると本市で判断されるものについては, 当該法人等のみにメール回答する。

6 指定管理予定者選定の基準等

(1) 選定方法

芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき, 芦屋市指定管理者(芦屋市立あしや温泉)選定・評価委員会で, 書類審査及び面接審査により選定する。選定・評価委員会の開催要旨・審査過程の概要(選定方法, 応募団体名等), 選定基準はホームページ等で公表する。

(2) 面接審査

書類審査の結果, 面接審査を実施する。面接を実施する法人等(連合体を含む。)には, 日時, 場所, 出席人数等について後日連絡する。

募集要項

(3) 選定基準

選定・評価委員会は、次の項目を基本に、公平かつ適正に審査し、選定する。

ア 基本方針

- (7) 管理運営を行うに当たっての基本方針について
- (4) 団体の理念及び運営方針について
- (7) 団体の業務推進能力について

イ 管理体制

- (7) 管理体制について
- (4) 緊急時の対応について
- (7) 管理の質・利用者サービスの向上の取組について

ウ 維持管理

- (7) 維持管理の基本事項について
- (4) 施設の水質・衛生管理について
- (7) 温泉施設特有の管理について
- (5) 安全対策について

エ 有料施設の管理運営

- (7) 有料施設の管理運営について
- (4) 個人情報保護の措置について
- (7) 迷惑行為等への取組について

オ 自主事業

- (7) 利用者の健康増進への取組について
- (4) 地域コミュニティ発展への取組について
- (7) 利用推進の取組について
- (5) 改善提案に関する取組について

カ 管理運営費

提示額が予定価格を上回る場合は失格とする。なお、積算にあたっては、消費税・地方消費税 率10%とすること。

- (7) 管理運営費の提案における工夫
- (4) 積算の根拠の明確さ・適正な損害保険への加入
- (7) 適正な人件費となっているか

(4) 選定結果

応募された法人等（連合体を含む。）に、文書で選定結果を通知する。

指定候補者及び次点候補者となった団体については、団体名、審査基準の大項目ごとの得点、合計点、選定理由及び評価をホームページ等で公表する。また、候補者とならなかった団体については、審査基準の大項目ごとの得点、合計点、選定されなかった理由及び評価をホームページ等で公表する。

(5) 選定後の提出書類

指定候補者については、役員等が暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書及び役員名簿（様式6）を協定締結までに提出すること。連合体構成法人等の応募の場合は、連合体構成法人等を構成する全ての法人等分を提出すること。

募集要項

7 指定及び協定の締結

(1) 指定手続

指定候補者については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を市議会に対し提出し、議決後に指定管理者として指定する。

市議会の議決を得られないとき、又は指定手続の過程で指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたとき等の場合には、指定候補者を指定管理者に指定しないことがある。

この場合、市は、次点候補者と協議を行い指定管理者の候補者として繰上げ、市議会の議決を経て指定管理者として指定する場合がある。

なお、指定候補者を指定管理者として指定しないこととした場合であっても、当該施設にかかる業務及び管理の準備のため支出した費用等については、一切補償しない。

(2) 協定の締結

市議会の議決により指定管理者に指定された後に、基本協定及び実施協定を締結する。

(3) 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間

※ただし、この期間は市議会での議決により確定する。

8 指定管理料等について

(1) 指定管理料

指定管理料については、事業計画書において提示のあった金額を踏まえ、年度ごとに市の予算の範囲内で指定管理者と市で協議を行い、協定により確定させる。

あしや温泉の管理運営に必要な経費は、市が別途措置する修繕費及び備品購入費以外については、全て指定管理者の負担となる。

なお、あしや温泉の管理運営に当たっては、主として次表の経費が必要となる。

区分	詳細内容
人件費	従業員給与等, 社会保険料等
修繕費	施設・設備の修繕等
光熱水費	電気, ガス及び上下水道使用料, 下水道使用料 (井戸水)
設備保守等	電気設備, 小規模貯水槽, 空調設備, 水質検査, 法定点検手数料等
清掃・植栽・点検等	清掃, 植栽管理, 巡回点検等
事務局費	印刷製本費, 通信費, 旅費, 消耗品費
一般管理費	本部 (本社) 経費
その他	保険料, 租税公課費等

指定管理料の支払は、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)を基準とし、契約事項に則り、四半期毎(7月, 10月, 1月, 4月)に支払う。

(2) 口座管理

指定管理業務にかかる収支については、必ず専用の口座で管理を行うこと。

(3) 利用料・使用料収入

温浴施設の利用料及び駐車場の使用料の収入については、全て芦屋市の収入とする。

(4) 自主事業収入

自主事業を行う場合は、必ず事前に芦屋市から許可を得たうえで行うこととし、自主事業で

募集要項

得た収入については、全て指定管理者の収入とする。

9 スケジュール

募集の開始：平成28年8月1日（月）
募集要項等配布期間：平成28年8月1日（月）～9月6日（火）
現地説明会：平成28年8月23日（火）
質問事項の受付期間：平成28年8月16日（火）～8月25日（木）
質問の回答：平成28年9月5日（月）まで
応募書類受付期間：平成28年8月1日（月）～9月6日（火）
募集の終了：平成28年9月6日（火）
面接審査：平成28年10月21日（金）（予定）
選定結果の公表：平成28年10月末頃（予定）
市議会における議決：平成28年12月中旬
指定管理者の指定（告示）：平成29年1月中旬（13日（金）予定）
協定の締結：平成29年3月
業務引継ぎ：平成29年3月
管理の開始：平成29年4月1日

10 応募に関する留意事項

(1) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当する場合については失格とし、審査の対象から除外する。また、連合体で申請する場合においては、連合体構成法人等が次の要件に該当する場合は、連合体による申請を失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ウ 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- エ その他不正行為があった場合

(2) 応募内容の変更禁止

提出された書類も内容を変更することはできない。

(3) 応募書類の取扱い

応募書類は理由のいかんを問わず、返却しない。

(4) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届(様式4)を提出すること。

(5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。

(6) 提出書類の著作権

本市が提示する設計図書等の著作権は芦屋市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属する。

なお、本市が必要と認めるときは、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとする。

(7) 応募時に既に団体名称等のほか、合併その他の事由による団体の形態・性格等の変更の予定がある場合は、必ず事業計画等に記載すること。

例：「株式会社」〇〇（新社名△△株式会社）平成〇〇年〇月〇日に商号変更予定

募集要項

1.1 指定管理者制度に関する留意点

(1) 事業計画書の提出

指定管理者は、毎年度ごとに次年度の年次事業計画書を次年度の開始1月前までに市に提出し、承認を受けるものとする。また、年次事業計画書に記載された講習会、イベントなどについては、個別事業計画書を、実施日（募集開始日）の1月前までに市に提出し、承認を受けるものとする。

(2) 管理状況の確認調査及び評価

市は、協定に従い適正かつ確実な管理が実施されているかどうか、安定的継続的に管理業務の提供が可能な状態にあるかどうか等、管理状況について随時又は定期的な確認調査を行うとともに年度終了後の事後評価を実施する。指定管理者は、毎月にも月次報告書、年度終了後に事業報告書を提出するものとし、確認調査及び事後評価に協力すること。また、指定管理期間中に第三者による評価を実施する。

なお、調査については、人事・経理に係る帳簿、契約書類等を対象とする。評価結果については、市が別に定める様式によりホームページ等で公表する。

(3) 経営状況の確認

経営の健全性を証するため、指定管理者が会社法、特定非営利活動促進法及びその他関係法令で求められる計算書類及び監査報告書を、指定管理者の毎事業年度終了後3か月以内に市に提出するものとし、確認調査に協力すること。

(4) 利用者アンケート調査

指定管理者は、利用者等の意見及び要望を把握するため、市と協議した様式により継続的に、利用者等を対象としてアンケート調査を実施すること。また、調査結果について分析及び評価を行い、その後の管理業務への反映に努めること。また、その内容を施設内に掲示するとともに、市にその結果を報告すること。

(5) 指定の取消し等

優先交渉権者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の議決後においても、指定管理者の決定を取り消すことがある。

指定管理者が事業の履行が確実でない認められるとき、履行した内容が本市の求める水準を著しく下回ったとき、指定管理期間中に暴力団等の介入が認められたとき、又は著しく社会的信用を失う等により指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を停止又は取り消すことがある。この場合は、指定管理者の損害に対し市は賠償しないものとする。

また、取消しに伴う芦屋市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがある。

(6) 施設において発生した事故への対応

指定管理者の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償すること。

施設において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を本市に報告すること。

(7) 地域防災計画における協定の締結について

あしや温泉は芦屋市地域防災計画上、入浴施設として位置付けられており、災害時に備え、防災協定を結ぶこと。

(8) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律及び芦屋市個人情報保護条例に基づき、管理業務を行うに当たって保有することとなる個人情報の保護について、万全な措置を講じること。

募集要項

指定管理者は、個人情報の保護に関して、研修等に参加させるとともに、施設従事者に対し必要な研修を実施すること。

(9) 情報公開

芦屋市情報公開条例の趣旨に基づき、その管理に関する情報の公開を行うための必要な措置を講ずるよう努めること。

また、市から施設に関する文書であって市が保有していないものに関し閲覧、写しの交付等の申出があったときは、提出に応じるよう努めること。

(10) 文書の管理・保存

指定管理者が業務に伴い作成し、又は受領した文書等は芦屋市文書取扱規程（平成 19 訓令 甲第 6 号）（及び芦屋市教育委員会文書管理規則（昭和 43 年教育委員会規則第 11 号））に基づき、適正に管理・保存すること。

(11) 内部通報処理の仕組みの整備

指定管理者は、公益通報者保護法（平成 16 年法律 122 号）により、通報・相談窓口の設置内部規程の整備を行う必要がある。

(12) 使用許可等

指定管理者は、条例の規定に基づき使用許可等の行政処分を行うことができるが、芦屋市行政手続条例における「行政庁」に相当することとなるため、当該処分について、行政事件訴訟法第 11 条第 2 項の規定による取消訴訟の被告となる場合がある。

(13) 防犯カメラ

指定管理者は、芦屋市庁舎内の防犯カメラの設置及び管理に関する要綱第 3 条に規定する業務責任者を置き、要綱の規定に基づきその管理を行うための必要な措置を講ずること。

(14) 公租公課の取扱い

本件により指定管理者が管理することとなるあしや温泉について、法人市民税、事業所税、新たに設置した償却資産に係る固定資産税の納税義務者となる可能性がある。指定管理者制度における事業所税の事業主体（納税義務者）の判定は、収益の帰属（利用料金制度採用の有無）により行うこととなるので事前に必ず確認するなど注意をお願いする。（詳しくは市課税課まで相談すること。）なお、国税については税務署、県税については県税事務所へ問い合わせること。

1 2 問合せ先

〒659-8501 芦屋市精道町 7 番 6 号 芦屋市市民生活部環境課

Tel : (0797)38-2050 Fax : (0797)38-2162 E-mail : kankyo@city.ashiya.lg.jp

募集要項

(様式1)

芦屋市立あしや温泉 指定管理者 指定申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

芦屋市長 あて

所在地

法人等名 (グループの場合は、代表する法人又は団体名)

印

芦屋市〇〇〇〇の指定管理者の指定を受けたいので、下記の書類を添付の上、申請します。

記

提出書類

- 1 芦屋市立あしや温泉指定管理者指定申請書
- 2 芦屋市立あしや温泉事業計画書 (様式2)
 - (1) 法人等の概要説明書
 - (2) 管理運営に当たっての基本方針
 - (3) 管理体制
 - (4) 維持管理
 - (5) 有料施設の管理運営
 - (6) 自主事業案
 - (7) 管理運営費
 - (8) 人件費及び損害保険料内訳
- 3 指定管理者の申請に係る誓約書 (様式5)
- 4 添付書類
 - (1) 定款、寄附行為 (法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類)
 - (2) 法人登記簿謄本及び印鑑証明書 (法人のみ)
 - (3) 法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の各納税証明書
 - (4) 法人税、消費税及び地方消費税の申告書
 - (5) 直近3年間の法人等の財務状況に関する書類 (損益計算書、貸借対照表、会計監査法人又は監査役会により監査を受けた場合その監査報告書)
 - (6) 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かるもの
 - (7) 事業実績等の概要が分かるもの
 - (8) 代表者履歴、役員名簿
 - (9) その他本市が必要と認めた書類等

以上

募集要項

(様式2)

芦屋市立あしや温泉 事業計画書

(1) 法人等の概要説明書

法人等名称	
代表者氏名	
主たる事務所の所在地	
役員数	
従業員数	
担当者名	
電話番号	
Fax 番号	
e-mail	

募集要項

(様式2)

(2) 管理運営に当たっての基本方針

記載項目	記入欄
(1) 管理運営を行うに当たっての基本方針について	
(2) 団体の理念及び運営方針について	
(3) 団体の業務推進能力について	

募集要項

(様式2)

(3) 管理体制

記載項目	記入欄
(1) 管理体制について (非常駐者については、その旨を明示してください。)	
(2) 緊急時の対応について (事故発生時, 緊急時の体制, 対策の概要)	
(3) 管理の質及び利用者サービスの向上の取組について	

募集要項

(様式2)

(4) 維持管理

記載項目	記入欄
(1) 施設管理の基本事項について	
(2) 施設の水質・衛生管理について	
(3) 温泉施設特有の管理について	
(4) 安全対策について (事故防止の取組や体制など安全対策の概要)	

募集要項

(様式2)

(5) 有料施設の管理運営

記載項目	記入欄
(1) 有料施設の管理運営について	
(2) 個人情報保護の措置について (具体的な対策を明示してください。)	
(3) 迷惑行為等への取組について	

募集要項

(様式2)

(6) 自主事業

記載項目	記入欄
(1) 利用者の健康増進への取組について	
(2) 地域コミュニティ発展への取組について	
(3) 利用促進の取組について	
(4) 改善提案に関する取組について	

募集要項

(様式2)

(7) 自主事業案

	事業名	目的・内容	実施時期・回数
1			
2			
3			
4			
5			

募集要項

(様式2)

(8) 芦屋市立あしや温泉管理運営費 (消費税・地方消費税率 10%相当額を含む。)

(平成□□年度)

(金額：千円)

項目	金額	積算根拠等
(収入) 指定管理料 自主事業収入 その他収入		
計 (A)		
(支出) 人件費 修繕費 その他支出 (うち光熱水費) (うち設備保守等) (うち清掃・点検等) (うち事務局費) (うち一般管理費) (うち保険料, 租税公課) 自主事業費 (うち〇〇事業) (うち〇〇事業)		
計 (B)		
提示額 (A) - (B)		

募集要項

(様式2)

(9) 人件費及び損害保険料の内訳
(平成□□年度)

(金額：千円)

記載項目	記入欄
<p>(1) 人件費内訳</p> <p>(年齢・職種ごとに月額を記載し、算定根拠を明示ください。)</p>	
<p>(2) 施設賠償責任保険内訳</p> <p>(保険種類、保険種目、てん補限度額及び免責金額及び保険料について明示してください。)</p>	
<p>(3) 第三者賠償保険内訳</p> <p>(保険種類、保険種目、てん補限度額及び免責金額及び保険料について明示してください。)</p>	

募集要項

(様式3)

芦屋市立あしや温泉指定管理者募集要項に関する質問書

平成 年 月 日

芦屋市長 あて

質問者 法人等名
代表者氏名
回答書送付先
担当者氏名
電話番号
Fax 番号
e-mail

質問 番号	募集要項の 該当項目等	質問内容	備考

募集要項

(様式4)

辞退届

平成〇〇年〇〇月〇〇日

芦屋市長 あて

所在地

法人等名 (グループの場合は, 代表する法人又は団体名)

印

芦屋市立あしや温泉の指定管理者の指定を受けるため申請しましたが, 都合により辞退します。

記

辞退の理由

以 上

募集要項

(様式5)

指定管理者の選定等に係る誓約書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

芦屋市長 宛

所在地

法人等名（グループの場合は、代表する法人又は団体名）

代表者氏名

印

芦屋市立あしや温泉の指定管理者の選定等に当たり、提出した申請書類に虚偽又は不正はありません。また、下記の申請資格をすべて満たし、かつ、欠格事項のすべてに該当していないことを誓約します。

記

1 申請資格

- (1) 法人その他の団体、又は、複数の法人等により構成されるグループであること。
(兵庫県又は大阪府内に本社、支社、営業所等の事業所があること。)
- (2) 芦屋市立あしや温泉の事業、施設管理等を円滑に遂行できる能力を有する法人等であること。
- (3) 他に単独又はグループで芦屋市立あしや温泉の指定管理者の申請をしていないこと。

2 欠格条項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者
- (2) 応募書類提出時点において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等措置を受けている者、またはそれに準ずる者
- (3) 連合体構成法人等又はその代表が、芦屋市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに規定する者又は指定管理者としてふさわしくない者
- (4) 法人税、消費税、地方消費税、府県税及び市町村民税を滞納している者
- (5) 芦屋市立あしや温泉の指定管理者の選定を行う選定・評価委員の属する法人又は応募事務に関与した者及びこれらの者と利害関係を有する者等
- (6) 芦屋市、他の自治体を問わず指定管理者の指定取消しを受けた者
- (7) 芦屋市、国県等の公的機関による許認可取消し等の行政処分及び業務改善等の行政指導を過去3年以内に受けている者
- (8) 指定管理業務に関連する業務に係る訴訟が係属中のもの及び過去3年以内に敗訴している者

以上

募集要項

※ 平成26年度から平成28年度までの管理運営費（自主事業除く）

<参考>

芦屋市立あしや温泉管理運営費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（金額：円）

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (予算額)
(収入)			
指定管理料収入	35,705,352	34,605,249	35,433,000
計	35,705,352	34,605,249	35,433,000

（金額：円）

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (予算額)
(支出)			
人件費	10,545,534	13,029,226	省略
修繕費	233,798	907,848	
小計	10,779,332	13,937,074	
その他支出			
(うち光熱水費)	14,274,938	14,006,233	
(うち委託料)	3,575,607	2,466,288	
(うち手数料)	39,636	1,296	
(うち備品費)	260,286	102,556	
(うち消耗品費)	908,712	890,247	
(うち通信費)	134,889	202,828	
(うち求人広告費)	130,086	0	
(うち一般管理費)	600,000	0	
(うち租税公課)	819,749	1,285,419	
小計	20,743,903	18,954,867	
計	31,523,235	32,891,941	35,433,000

募集要項

<参考>

年度別入浴者（足湯利用除く）

（単位：人）

	営業日数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
平成27年度実績	291日	8,511	9,126	7,527	7,603	7,747	7,813	8,451	8,907	9,068	8,420	8,864	8,687	100,724
平成26年度実績	280日	8,461	8,980	7,820	7,126	7,760	7,623	7,953	8,696	9,340	8,427	6,672	7,337	96,195

※平成26年度の営業日数が少ないのは、源泉ポンプ故障に伴い2/22～3/6までの間臨時休業としたため。